

横浜地方裁判所相模原支部において合議制及び労働審判を実現すること
を求める決議

横浜地方裁判所相模原支部は、管内人口及び取り扱う事件数からして規模が大きいにも関わらず、政令指定都市を管轄内に有する裁判所の中で、また神奈川県内の地方裁判所支部の中で、唯一、合議制裁判が導入されていない。

合議体を構成できないことにより、裁判員裁判を含む法定合議事件及び準抗告事件等の刑事事件の処理、複雑又は重大な民事事件の処理並びに労働審判による事件処理が行われなため、刑事事件においては、身体拘束を受けた者の拘束時間が不当に長引いており、民事事件及び労働事件においては、当事者が横浜地方裁判所本庁に出廷等するための移動時間や交通費負担といった時間的及び金銭的な不利益を被っている。

また、相模原支部から本庁に事件が回付される場合には、審理の遅延等により迅速な裁判が受けられないこととなる。市民への良好な司法サービスの提供のためにも、これらの問題を是正することは急務である。

よって本市議会は、国会及び政府並びに関係機関におかれて、横浜地方裁判所相模原支部において直ちに合議制及び労働審判による審理を開始すること並びにそのための人的物的体制を確保するための財政措置を講じることを強く要望するものである。

以上、決議する。

令和3年9月30日

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 あ て
関 係 機 関